

平成20年3月25日（火曜日）

1 出席議員の氏名

1 番 木 下 孝 行 議員	2 番 竹 原 信 一 議員
3 番 鳥 飼 光 明 議員	4 番 山 下 孝 男 議員
5 番 新 坂 上 誠 議員	6 番 築 地 新 公 女 議員
7 番 的 場 眞 一 議員	8 番 檜 柑 幸 雄 議員
9 番 京 田 道 弘 議員	10 番 濱 之 上 大 成 議員
11 番 西 田 己 之 助 議員	12 番 平 田 修 二 議員
13 番 山 田 勝 議員	14 番 若 松 富 春 議員
15 番 児 玉 賢 一 郎 議員	16 番 庵 重 人 議員

2 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長 園 田 正 光 君	次 長 宇 都 松 三 君
議 事 係 長 松 崎 裕 介 君	議 事 係 牟 田 昇 君

3 説明のため出席した者の職氏名

市 長 齊 藤 洋 三 君	副 市 長 川 畑 裕 君
総 務 課 長 濱 崎 國 治 君	財 政 課 長 富 永 勉 君
企画調整課長 上 野 正 順 君	生きがい対策課長 佐 潟 順 海 君
健康増進課長 的 場 安 信 君	税 務 課 長 川 原 克 郎 君
市民環境課長 佐 潟 和 則 君	都 市 建 設 課 長 飛 松 義 行 君
農 政 課 長 梶 尾 末 義 君	水 産 商 工 観 光 課 長 松 林 信 一 君
水 道 課 長 花 田 清 治 君	
〈 農 業 委 員 会 〉	
事 務 局 長 鮫 嶋 國 芳 君	
〈 監 査 委 員 〉	
事 務 局 長 山 下 健 一 君	
〈 教 育 委 員 会 〉	
教 育 長 櫛 山 重 遠 君	教 育 総 務 課 長 梅 田 裕 一 郎 君
学 校 教 育 課 長 亀 澤 春 寿 君	生 涯 学 習 課 長 西 田 幸 作 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 野 崎 繁 利 君	

◎議事日程

日程第1	議案第14号	阿久根市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について（総務文教委員長報告）……………	340
日程第2	議案第24号	阿久根市後期高齢者医療に関する条例の制定について（産業厚生委員長報告）……………	343
日程第3	議案第25号	平成20年度阿久根市一般会計予算（各常任委員長報告）……………	345
日程第4	議案第26号	平成20年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	} 一括上程 産業厚生 委員長報告 …… 370
日程第5	議案第27号	平成20年度阿久根市簡易水道特別会計予算	
日程第6	議案第28号	平成20年度阿久根市交通災害共済特別会計予算（総務文教委員長報告）……………	
日程第7	議案第29号	平成20年度阿久根市老人保健医療特別会計予算	} 一括上程 産業厚生 委員長報告 …… 374
日程第8	議案第30号	平成20年度阿久根市介護保険特別会計予算	
日程第9	議案第31号	平成20年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	
日程第10	議案第32号	平成20年度阿久根市水道事業会計予算	
日程第11	議案第35号	副市長の選任について……………	376
日程第12	議案第36号	報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	383
日程第13	議案第37号	阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	385
日程第14	議案第38号	阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	387
日程第15	決議第1号	浄化槽管理費の負担軽減を求める決議……………	388
日程第16		平成19年陳情第3号 政務調査費の返還と辞職勧告等の決議を求める陳情書について閉会中の継続審査を求める件……………	389
日程第17		常任委員会の所管事務調査について閉会中の継続調査を求める件……………	389
日程第18		議会運営委員会の所管する事務について閉会中の継続調査を求める件……………	389

◎本日の会議に付した事件

日程第1	議案第14号	阿久根市職員の自己啓発等休業に関する条例の制
------	--------	------------------------

- 定について（原案可決）
- 日程第2 議案第24号 阿久根市後期高齢者医療に関する条例の制定について（原案可決）
- 日程第3 議案第25号 平成20年度阿久根市一般会計予算（原案可決）
- 日程第4 議案第26号 平成20年度阿久根市国民健康保険特別会計予算（原案可決）
- 日程第5 議案第27号 平成20年度阿久根市簡易水道特別会計予算（原案可決）
- 日程第6 議案第28号 平成20年度阿久根市交通災害共済特別会計予算（原案可決）
- 日程第7 議案第29号 平成20年度阿久根市老人保健医療特別会計予算（原案可決）
- 日程第8 議案第30号 平成20年度阿久根市介護保険特別会計予算（原案可決）
- 日程第9 議案第31号 平成20年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）
- 日程第10 議案第32号 平成20年度阿久根市水道事業会計予算（原案可決）
- 日程第11 議案第35号 副市長の選任について（原案同意）
- 日程第12 議案第36号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（否決）
- 日程第13 議案第37号 阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（否決）
- 日程第14 議案第38号 阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（否決）
- 日程第15 決議第1号 浄化槽管理費の負担軽減を求める決議（否決）
- 日程第16 平成19年陳情第3号 政務調査費の返還と辞職勧告等の決議を求める陳情書について閉会中の継続審査を求める件（決定）
- 日程第17 常任委員会の所管事務調査について閉会中の継続調査を求める件（決定）
- 日程第18 議会運営委員会の所管する事務について閉会中の継続調査を求める件（決定）

平成20年3月25日（火曜日）

開 議 午前10時00分

議長（庵 重人議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおり作成いたしましたので御了承願います。

◎ 議案第14号上程（原案可決）

議長（庵 重人議員）

日程第1、議案第14号を議題といたします。

本案に対する総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長（鳥飼光明議員）登壇

議案第14号について報告をいたします。

去る2月29日の本会議において、当委員会に付託になりました案件は議案第14号、阿久根市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、3月3日全委員の出席のもと、所管課長の出席を求め審査を行いました。

以下審査の過程で出ました主な質疑・意見について申し上げます。

まず「市長は任期があり課長も定年等でいなくなる可能性がある。議員も参画しないということで継続性について不明確であり、非常に不都合なところがぬぐえないという気が

するが、そのことについてどのように考えているか」の問いに、「制度をやめようという時には、市長の方からこういう制度について今度は廃止したい、あるいはこの何条は不都合だからこれは一部廃止及び改正したいということで、議会に諮るということになり、議員の方々の判断もこれに入ってくるというふうに思っております」との答弁でありました。

次に、「議会の承認を得るという文章を入れてもよいのではないか」との問いに「入れられないということをお願いしたい」との答弁でありました。

次に、「この条例の中で市として市政に貢献してもらうために送る、また権利を与えるということであるが、拘束をするという文面、市政に役立つ、結果を出すんだという部分が見えないが」との問いに、「第2条で当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めているということで、休業を認めるということをやっております。帰ってきたら、公務に関する能力の向上に役立つというのが一つの考え方になっております」との答弁でありました。

次に、「第2条に公務の運営に支障がないとありますが」との問いに、「申請した職員が1年あるいは

2年後でどうしてもこの職員が従事しているポジションから外すわけにはいかないとか、この職員にいてもらわなければいけないというとき、その人が申請した場合には、公務の運営に支障があるおそれがあるということ、この場合には認めることができないというのをここでうたったところですよ」との答弁でありました。

次に、「途中で例えば1年研修に行くという人が、何らかの理由で後1年となっても、3年を超えない範囲でしか認めませんよ。しかも、一回しか認められませんよということですか」との問いに、「そのとおりですよ」との答弁でありました。

次に、「職員の中に誰か私をやらせてくださいというような希望者がありますか」との問いに、「希望者があるかどうかは公布してみないとわからない」との答弁でありました。

次に、「第5条で国際協力機構と書いてありますが、NGOという協力機構がありますが、そこに行って活動する場合に一定程度現地において生活資金というのを出しているところがあります。そういうのは、公務員法の兼職の規定とかに問題がないのか」との問いに、「NGOについては現在想定していない。独立行政法人国際協力機構が行う活動、ある

いはそこが認めている、派遣する活動ということに限定しております。また兼職禁止には当たらないと考えております」との答弁でありました。

次に、「国際貢献をしようというのに、全然無給ということについての答弁でありましたが、議論はなかったのか」との問いに、「法律には、地方公務員法で給与を支給しないということでも明確にしてあり、支給をすることはできない」との答弁でありました。

次に、「規則で定める特別の事情がある場合を除き延長が一回限りとなっておりますが、一回切ってもう一回スタートすることは可能なのか」との問いに、「延長3年と規定されております。延長も1年そういうことで承認を受けたら、さらにしたいというときには3年の範囲内でしたら、一回についてはよいということです」、また、「市長が承認すれば何回でもできると理解していいか。この条例はそのようにつくられていると理解していいか」との問いに、「基本的にはそのように理解していただきたい」との答弁でありました。

次に、「第2条で休業を承認することはできるということで、市長が承認できる。また逆に市長が承認し

ないということもできるわけで、誤解を招かないために、はっきりしていただきたい」との問いに、「申請の内容によっては、これを承認しないは、市長の裁量で決定することになっております」との答弁でありました。

次に、「承認事項で最初2年申請した。しかし2年間じゃなくて1年間申請にしてくれと、2枚に書き直してくれということは通常やられていると思うがどうか」の問いに、「趣旨自体、御意見のように2年だけれども、1年様子を見て1年継続とか、そういう条件は付けられないということで考えております」との答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り1名の委員より討論がありました。

反対討論として委員より、「この条例案というのはどのように育つかかわからないという状態の職員に対して、その間の、もう出勤したかのような、退職及び昇給というものを可能にするものでございます。また、この自己啓発について何回でもできるように条例案ができております。それと一回スタートしてしまえば、それを許可した市長が変わっても、阿久根市の都合で市に戻ってこないというようなことができないような内容のものとなっています。

後々市民に対して負担を強いる内容になっておりますので、反対すべきものと考えます」との反対討論がありました。

以上で討論を終結し採決に入り、挙手採決の結果、賛成多数で議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わりますが、当委員会の結論に御賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

降壇

議長（庵 重人議員）

総務文教委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔発言する者あり〕

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

2番、竹原信一議員の発言を許可します。

竹原信一議員

登壇

総務文教委員長から総務文教委員会の多数決の結果に賛同をお願いしますというお話でしたが、反対をお願いします。

内容的にはほぼ同じような繰り返し

しになりますけれども、通告しておりますのでさせていただきます。

この議案は市民の負担で職員のキャリアアップを行うという側面があります。休職期間中は報酬を支払わないとしながらも、復職をすれば、実務を行ってきた職員と同等の昇給と退職金を保証することができます。経歴や学歴を積んだ者が早期退職をして、退職金を受け取り、その経歴を利用して再就職をするといったこともとめる手だてはございません。2年または3年の休職となっていますが、この条例案では何回でも繰り返すことが可能です。ほとんど実務を行わず、10年あるいは20年以上も休職しながら市民に貢献する仕事を一切せず、仕事をしてきた職員と同等の退職金を受け取り、その経歴を利用して再就職ができるというものでもあります。

またこの許可については市長に全権があり、市議会はこれに参画することはできません。一たん許可すれば、市長が変わっても最長3年間は継続されると見なければいけません。この件にかかわるすべての負担は阿久根市民に負わせることとなります。果たして私たちが阿久根市民のためになるので、負担をお願いしますと言うことができるでしょうか。当議案への反対を強く求めま

す。 降壇

議長（庵 重人議員）

以上で通告による討論は終了いたしました。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号、阿久根市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号上程（原案可決）

議長（庵 重人議員）

日程第2、議案第24号を議題といたします。

本案に対する産業厚生委員長の報告を認めます。

産業厚生委員長（新坂上誠議員）登壇
御報告申し上げます。

去る2月29日の本会議において、当委員会に付託になりました案件は議案第24号、阿久根市後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。

3月3日所管課に出席を求め審査をした結果、全委員の一致をもって原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

以下審査の過程で出ました主な質疑、意見について申し上げます。

「10条において、前2条の過料の額は情状により市長が定めるとなっているが、不公平が生じないように規定等で定めるべきではないか」の問いに、「一律この場合こうだというのは情状が多岐にわたる関係で容易に決めることが難しい。一つ一つの事例の積み重ねの中で考えていくということになる」との答弁であった。

「75歳以上の人に納付義務が発生するが、保険料の滞納がある場合、短期の保険証または資格証明書を発行することになるが、交付する場合あるいは交付しない場合、この裁量の範囲は後期高齢者医療広域連合との話はどうなっているのか」の問いに、「広域連合によると、原則的に滞納期間が1年を超える場合は資格証明書が交付されることになる。しかしよほど悪質な場合を除き、相談等を行いながら対応することになると思う」との答弁であった。

「高齢の年金受給者の状況を考慮すると、保険料の納付については難しく滞納が増えることは予想されるが、何らかの救済策はないのか」の問いに、「低所得者については所得に応じて、7割、5割、2割の減税

措置があり、これまでの国民健康保険同様配慮される。また、社会保険等の被扶養者であった方、いわゆる今まで本人の保険料負担がなかった方には、半年間徴収を凍結し、後の半年間は9割軽減する措置がある。なお、広域医療連合では県内各市町村の介護保険、国民健康保険の減免基準等を参考に、規則等を制定し具体化していくと思うが、減免の実態としては災害等受けた方について減免されており、阿久根市でも例は極めて少ない実態がある」との答弁であった。「社会保険の被扶養者になっていた方、いわゆる半年間保険料の徴収が凍結され、後半年間は9割減免される対象者は何人ぐらいいるのか」の問いに、「はっきりわからないが、我々が把握しているのは600人から1,000人の間ぐらいである」との答弁であった。

以上で議案第24号についての御報告を終わりますが、当委員会の結論に御賛同いただきますようお願いいたします。

なお答弁は不足の場合は他の委員から答弁させます。 降壇

議長（庵 重人議員）

産業厚生委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号、阿久根市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第25号上程（原案可決）

議長（庵 重人議員）

日程第3、議案第25号を議題といたします。

初めに産業厚生委員会の所管の事項について産業厚生委員長の報告を求めます。

産業厚生委員長（新坂上誠議員）登壇
御報告申し上げます。

去る3月11日の本会議において当委員会に付託になりました案件は、議案第25号、平成20年度阿久根市一般会計予算のうち、第1条第2項第1表中所管に属する歳入歳出、第2条及び第3条についてであります。

3月14日、17日の両日、所管課に出席を求め審査した結果、全委員の一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下審査の過程で出ました主な質疑、意見について申し上げます。

歳出について、3款民生費1項2目心身障害者福祉費8節報償費について、「有償運送運営協議会出会謝金とあるが去年までは入っていなかった。これは有償である業者が出てきたから協議会に参加しているのか。それとも、ない中での協議会なのか」の問いに、「福祉事業の送迎サービス等について事業所が送迎で個人負担分を取る場合が出てきたとき、この協議会を開催し決定しなければならない。この会には4回ほどを予定しており、運送業、陸運局、運転手の代表などの出会謝金として組んでいるものである。現在1法人から問い合わせがあり、新年度以降はそういう会が開かれると思う。申請が出ればその都度会合を開いていきたい」との答弁であった。3款1項2目19節負担金補助及び交付金、「福祉ホーム事業について、宿直や休日出勤の時に237名分の助成、負担をするということだったと思うが、今の福祉施設の実際ホームを使ってる方々の土日分に対する職員の助成と認識すればいいのか」の問

いに、「実際は一法人がやっており、その宿直管理人の人件費等を補助するものであり、9名の方が利用可能であって、現在7名の方が利用されてる。その運営費を補助するものである」との答弁であった。同じく20節扶助費、「共同生活介護費について、昨年までは共同生活援助費という形で出てきたと思うがこの違いは何か」の問いに、「共同生活介護はケアホームであり、介護給付の事業の中でグループホームなどの施設に入っていらっしゃる方々を介護する事業である。一人一人の入所者を介護する事業であって、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業である。共同生活援助費は訓練等の事業に対して給付するもので、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うものである。簡単に言うと知的障害者等のグループホームである」との答弁であった。

3款1項3目老人福祉費13節委託料緊急通報センター運営事業について、「今年163万円減額になって81万2,000円となっている。この積算根拠を教えてほしい」との問いに、「昨年は15カ月分のリース料を支払うために予算化したものである。本年度からは全くの新しい事業者に委

託したリース料分だけで済むので、その分が減額になってきている」との答弁であった。

「高齢者等訪問給食サービス事業について独居老人1人ということが基本か。老夫婦2人がいたときに女性が寝たきりに男性が料理に不自由をしているという場合にもお願いできるか」の問いに、「65歳以上の一人暮らしの方を対象としているが、ある程度障害のある方等についてはケア会議等で判断して決定しており、夫婦二人とも高齢者の場合も認めている。独居でなくてもいいということである」との答弁であった。

3款1項3目19節負担金及び交付金、老人はり・きゅう施術料について、「基本的に市内でないといけない理由は何か。市内で本当に使ってほしいというのが一番の目的ではないのか」の問いに、「17年度に制度改正をし、18年度から市内の施術者に限ると限定した。また、施術者については19年度から市外は使えないということで説明し、1年間猶予した。近隣の市町村、県内の市も比較すると、川内市も出水市も市内でしか使えない。市外の施術所に行かなくてはならない方については、国民健康保険等の医療の指示があれば、医療行為として受けられるので、その部分は規制していない。市の単独

事業であるという観点から、なるべく市内の施術業者を使っていたらいいという願いを込めて条例改正をしたところである」との答弁であった。

「420万円が300万円に減になっている。落とした積算の根拠は何か」の問いに、「平成17年度の決算で449万9,400円、18年度の決算で297万6,600円と年々落ちてきており、それは市外の業者等については医者 of 医療行為による指示も最近が増えてそっちの方に移行していらっしゃる方もいると思っている。前年、前々年の実績を見越して、利用人数も17年度が2,148人、18年度が2,088人と落ちてきており、そういった部分で減額したものである」との答弁であった。

また、「利用される皆さん方から、市外も使えるようにしてほしいという要望が来ているのか」の問いに、「使う方々からそういった苦情等は今のところ来っていない」との答弁であった。

3款4項災害救助費1目災害救助費20節扶助費、「災害救助について、去年も今年も同額の予算措置であるが、この対象者と前年度の執行の状況を教えてほしい」との問いに、「国の災害救助法に基づく災害見舞金であり、大規模災害で5世帯以

上の災害があった場合、その世帯の生計維持者が死亡した場合に500万円、重度の障害になった場合は250万円を支給するものであり、なお前年度、前々年度の執行はない。阿久根市がそういう対象になる災害はなかったということである」との答弁であった。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費13節委託料、妊婦健康診査業務について、「妊婦健診の公費負担回数を2回から5回となっているが、他の市町村ではどうなっているのか。行った回数は全部負担しているのか、阿久根市と似た状況か」の問いに、「大体県内5回となっているようである。7回する市町村が3市町村あると聞いている」との答弁であった。

同じく19節負担金補助及び交付金、「病院群輪番制病院事業について、この事業は前からあるのか。県内あるいは県内全域にあるのか、また今全国的に救急搬送の患者を病院側が断っているという状況の中で、こういうのがあれば断りがたいと思うがその辺についてはどうか」の問いに、「この事業は前からやっている事業であり、県内でもほとんどの市町村が医師会にお願いしているようである。特にこの場合は休日、夜間の医師、看護師の待機料だという

ふうに考えていただければいいと思う。救急搬送もこういうのがあるおかげで、うまく受け入れてもらっていると思う。今救急医療で2市1町で負担をしており、阿久根の市民病院、出水総合医療センター、高尾野医療センターの3カ所が対象となっている。阿久根も消防署に聞いたところ、今まで救急搬送で断られたことはないということであるので、そういう部分では影響しているのかと思う」との答弁であった。

6款農林水産業費1項3目農業振興費14節使用料及び賃借料、「遊休農地借上げ料について、今まで32ヘクタール借りていて、5ヘクタール新たに借りるということであるが、何の目的があってこれを借りるのかの説明をお願いしたい」との問いに、「リース特区である参入企業が借りる面積を想定した面積が5ヘクタールであり、小作料は阿久根市が土地を借りるので、地主さんから借りたものに対して、200万円をやるのだが、そこを使う方、新たに企業も阿久根市から借りるので、企業から入ってきたお金をそのまま地主さんに渡すという形である」との答弁であった。6款1項12目農地利用対策事業費8節報償費、「農地流動化推進事業謝金について、去年47万3,000円当初で組んでおり、農業委

員の活動謝金が13万2,000円減額されているが、これはどういうことか」の問いに、「去年は農地利用対策事業費の中で、補助事業分と単独事業分を一つの品目で事業が二つ実施されたという経過があり、補助事業分として去年は13万2,000円を認定農業者の利用調整事業という形で組まさせてもらったわけだが、20年度についてはこの事業を県の方はしないということであったので、単独事業費のみを今回は計上させていただいた」との答弁であった。

また「県が助成を切った理由は」との問いに、「県単事業として来ていたのだが、県も財政的に厳しいということで、20年度から認定農業者の流動調整化事業を廃止するという連絡をいただいた。現在阿久根市の方にも遊休農地が500ヘクタール、そのうち要活用農地ということで200ヘクタールに取り組んでいかなければならないと考えていたが、県の方からそういう打診が来たので、当初予算には計上できなかった」との答弁であった。

6款2項2目林業総務費8節報償費、「有害鳥獣捕獲謝金について、相当な被害が発生をしていると思う。今農政課に入ってきている有害鳥獣の関係の被害というのはどのようふうにとらえているか」の問い

に、「17年度の段階で農地の報告額については、1,913万3,000円、18年度については1,620万2,000円を県に報告したところである。森林ではタケノコ被害とか木の被害等があり、17年度は1,176万8,000円、18年度は971万円の被害を報告しているところであるが、実際は氷山の一角と見ている。今後各生産部会の方々から直接詳細な被害をお聞きして、実態に近い数字を把握して、何らかの措置をとりたいと考えている」との答弁であった。

同じく13節委託料、「竹林整備業務について、これはどんなことをどこにするのか教えていただきたい」との問いに、「県が阿久根市に委託をし、阿久根市が林業事業体に委託を行うもので、実施地区は折口と山下地区である。19年度から21年度にかけて行われる。今回は折口地区については3反歩、山下は5ヘクタールで抜き刈りを実施する。それから計画調査をし、10.3ヘクタールを実施する。だが20年度の事業であり、21年度以降については折口では保育と計画調査をそれぞれ3反歩を行い、山下については5ヘクタール分の抜き刈りと保育、計画調査を8.0ヘクタール行う予定になっている」との答弁であった。

6款2項3目市有林造成費13節委

託料、造林事業について、「市有林造林は森林組合に委託するのか。また委託をする面積は幾らか」の問いに、「森林組合と林業事業体に委託をする予定である。今回は間伐ということで森林組合でなければなかなかうまくいかないんじゃないかということで、森林組合を想定しており、伐期に入っている利用間伐を21.36ヘクタール実施し、その中からとれた木材を売るという計画を立てている」との答弁であった。

「市有林を森林組合に委託をするようになってから何年ぐらいなのか」の問いに、「森林組合に作業委託をするようになってから20年以上たつと思う」との答弁であった。

「阿久根市の市有林が間伐材ではなく、本当の意味での材木、製材になるのは何年ぐらいか」の問いに、「木材の年齢は大分充実してきており、今大体35年生であり、以前であったら伐期に達した年齢なのだが、現在木材価格は安いこともあり、伐期は80年生に設定している。そのため今管理費が低くなっている。これからは市有林も利用間伐をして、金にしてそして森林の整備を適正にしていきたいと考えている」との答弁であった。

なお、「例えば30年、40年委託料として森林組合等に支払いをし、結

果的には50年か80年かかるかわからないが、その時期に木材を売り払うとしても投資効果があるのかというのも考える」との意見があった。

6 款農林水産業費 3 項 2 目水産業振興費について、「水産業振興費自体が1,100万円減額で、前年度とほとんど内容は変わらない。いわゆる事業補助を出して、いかしば設置、藻場造成、稚魚放流とかやっているが、ワカメとかヒジキがほとんど育成していないという話を聞いたが、なぜこういう状況があるのに減額をするのか疑問に思う。もっと対策をすべきじゃないかと思うがどうか」との問いに、「鯨肉の副産物購入代を1,100万円落したというのが事業費の主な減額の理由であり、その他の事業については前年とすれば変わらないという形であるが、漁協とも協議をして要望等はほとんど変わらない。藻場造成にしてもこれは漁業者から漁協の方に要望があって、昨年から阿久根市で新たな取り組みとしている部分である」との答弁であった。

同じく19節負担金補助及び交付金について、「いかしば設置事業、藻場造成あるいは海づくりパイロット事業の種苗放流について、効果の状況は」の問いに、「今イカにしても水産物そのものが減ってきていると

ころで、今取り組みをしているわけであるが、やはり放流することによって、増殖、維持というのをやっている」と認識している」との答弁であった。

7 款商工費 1 項 2 目商工振興費 19 節負担金補助及び交付金、「商店街アーケード道路占有料について、29万8,000円であるが、これはどこのアーケードの部分か」の問いに、「駅前通り会と大丸通り会の部分である。前は中央通り会もあったが、撤去した関係でその部分については外してある」との答弁であった。

同じく19節、「新商品・新たな食のメニューの開発実行委員会について、これの開発のための実行委員会の活動というものはどういうものをしているのか」の問いに、「平成17年度に民間グループが立ち上げたプロジェクトGAという民間団体があるが、市内の豊富な食材を多くの市民に認識してもらいたいというのが一つと、県内外にPRすることによって、食のまち阿久根の活性化につながるんじゃないかと。そこで阿久根の食材を生かした料理コンテストをこれまでに3回、体験型観光を通じて名物料理の創出を図るため、材料費等に充てる部分である」との答弁であった。

また「今やっているのは、ほとん

どコンクール主体であり何の形もできていない。3年目でいつまでやっていくのかわからないが、こういう投資はある程度の成果を求めていかなければいけないと思うがどうか」の問いに、「言われたとおりだと思う。今回プロジェクトGAも、以前飲食店の組合長もその中に入っていたが、離脱したという経緯があり、若い世代でつくる飲食店の方々と、まずできることからやろうというのが今年の課題だということで聞いている」との答弁であった。なお、「メンバーは農業者、畜産業とか市役所職員とか、そういう人がほとんどで、料理に関する人は入っていないようである。そういう人を入れてもっと協議をし、努力してもらいたいと思う」との意見でありました。

同じく19節利子等補給金及びその他補給金について、「この4つの算出の根拠を教えてほしい」との問いに、「中小企業の利子補助の分については過去10年間の平均をとり、算出をしている。まだ決まっていない部分については算出方法として今4,000万円預託をしているが、その2倍以上を貸し付けたということの算出で、20年度については利子を決めてそれで平均を決めてやっている。年々少ないので、中小企業振興

資金の分については平均値でいくと下がったという形になる。保証料についても同じような計算方法で算出している。県の分についても同じような方式でやっているが、利用度が多いのでそれにしただって今年の方は県の分が増えているということである」との答弁であった。

7款1項3目商工振興費13節委託料、「大島公園管理業務について、304万5,000円の減であるが、この積算の根拠は」の問いに、「指定管理者制度導入に基づいて3年間の債務負担行為を起こした。その部分で日本水泳振興会の方から、1年目、2年目、3年目という形でそういう資金繰りをしたという提案で、阿久根市もそれに応じたということである」との答弁であった。

8款土木費3項2目河川維持費15節工事請負費、「河川改修について、鶴見川は去年から工事着手に入っているが、完工まで何年ぐらいをめどにやるのか」の問いに、「消防署前の石積みが少し崩れており、平成19年度一部工事をやったが、河川の締め切り等含め半分しか終了できていないという状況であり、市道3-5-7号線橋梁までの残り部分を今年で終わらせるということである」との答弁であった。

8款6項1目住宅管理費13節委託

料、「強制執行に伴う遺留分処分業務について、家賃か何か取らなかった部分を物で取ってそれを処分するというものか」の問いに、「強制執行をした場合に中の物、動産を一たんあるところに置き、その後引き取りに来ない場合の処分をする委託費である」との答弁であった。

以上で議案第25号についての報告を終わりますが、当委員会の結論に御賛同いただきますようお願いいたします。

なお答弁については私、不足の場合は他の委員から答弁をさせます。

降壇

議長（庵 重人議員）

産業厚生委員長の報告は終わりました。

次に、総務文教委員会の所管の事項について総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長（鳥飼光明議員）登壇

議案第25号について報告します。

去る3月11日の本会議において当委員会に付託になりました案件は、議案第25号、平成20年度阿久根市一般会計予算のうち、第1条第1項同条第2項第1表中所管に属する歳入歳出、第3条、第4条及び第5条について、所管課長の出席を求め審査を行いました。

以下審査の過程で出ました主な質

疑、意見について申し上げます。

まず初めに歳出について、1款1項1目議会費9節旅費で、「一人当たり13万円の旅行費18人で234万円になります。予算額384万7,000円との差はなぜか」の問いに、「常任委員会所管調査事務費の経費が234万円であり、残りは研修会等の旅費である」との答弁でありました。

次に「本年度1億3,204万6,000円で前年度が1億3,195万8,000円と比較したときに、44万8,000円の差があります。具体的に教えてほしい」との問いに、「増が共済費で昨年は1,496万円、旅費が昨年522万5,000円が662万円で、この中で全国市議会議員の3名の表彰者25万260円と所管事務調査費が昨年1人7万円が今年は13万円ということで、ほかに減額もありますが44万8,000円の増額となります」との答弁でありました。

次に2款総務費1項総務管理費3目一般管理費3節職員手当等で、「市町村退職手当組合で率について変わった部分について教えてほしい」との問いに、「退職手当組合への負担金が1,000分の280から1,000分の30引き上げられ、1,000分の310になりました。県全体で退職者が増加し、各年度における退職者数と退職金を試算しますと、早いうちに足り

なくなるといことが予想されるために、引き上げをお願いした。また中には、県内では1,000分の100以上引き上げたところもあります」との答弁でありました。

また、「19年度の退職者数と退職金の総額、最高、最低は幾らか」の問いに、「19年度は29名で実際支払う人は28名で定年退職者が9名、勸奨退職者16名、自己都合により退職者3名で勸奨の方が3,700万3,000円、平均が3,064万9,000円、最低が2,505万3,000円であり、全体で7億3,534万円であります」との答弁でありました。

次に2款総務費1項総務管理費13目交通安全対策費の中で、「交通安全指導員168万2,000円について、昨年と比較してお尋ねしたい」との問いに、「19年度まで月に12万5,000円でありましたが、20年度から14万1,000円ということで、約12%アップとなります」との答弁でありました。

次に19節負担金補助及び交付金で、「区長会運営費はどのように使うのか」の問いに、「職員の給料表から29万1,700円という基準があり、79人の区長さんに等しくした場合に、その6割をこの報酬から残り4割を区長会運営費ということで、このほとんどが費用弁償的なもので

ある」。また、「最高、最低は幾らか」の問いに、「最高で18年度で34万6,690円、最低で12万5,760円になります」との答弁ありました。また「費用弁償を含めて最高は幾らか」の問いに「最高は57万7,830円である」との答弁でありました。

次に「職員福利厚生費30万円について具体的に教えてほしい」との問いに、「職員互助会の方で人間ドックの助成事業30万円で1人当たり1,200円で計上をした」との答弁でありました。

次に4項選挙費7目市長選挙費19節負担金補助及び交付金、「132万1,000円ということであるが、一人当たり幾らで何人を予定しているか」の問いに、「3名の予定で一人当たり44万126円でこれが限度額である」との答弁でありました。

次に2款総務費1項総務管理費7目財産管理費13節委託料で、「公用車運行管理業務についてどこに委託されるのか。また市内のタクシー会社等を含め呼びかけられたのか」の問いに、「市内のタクシー会社、市外の観光バス会社等を含め10名指名通知をしましたが、市内の2社が辞退したため、8社で見積もり入札を実施した結果、南国交通株式会社出水営業所に決定しました」との答弁でありました。

次に、2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費23節償還金利息及び割引料で、「税源移譲で増えた分を還元するということはどういう根拠に基づくものなのか」の問いに、「平成19年度から税源移譲が実施されまして、住民税については平成19年度から税率が10%で所得税については税率が落ちております。住民税も負担増が先行する関係で、所得が仮に19年度が減った場合には、所得税の負担がない方も出てまいります。そうした場合には、所得税とトータルして負担が変わらないということにはなっていませんので、住民税の増税のみを負担することになります。そういう方には、本年7月に申告していただき、税源移譲によって負担増となった住民税分を20年度の予算からお返しするシステムになっております。しかし要件が幾つかあり、要件はすべて所得が少しでも減れば、皆さんそういう制度を受けられるということではなく、住民税と所得税の控除の中に人的な控除があり、例えば基礎控除とか、扶養控除とか所得税と住民税の差が19年度の課税所得より大きく、また20年度は人的な控除の差よりも課税所得が少なかった場合、こういう方に対してのみ、今申し上げたような還付の手続を行うことができるという制度でありま

す」との答弁でありました。

次に、2款総務費1項総務管理費8目企画費8節報償費で、「アクネ大使謝礼9万円について、何名任命をして、どのようなアクションを起こすのか」の問いに、「現在24名を任命し、広報活動並びに関東、中部、近畿これらの阿久根会に積極的に参加させていただいて、アクネ大使の紹介を含めて、取り組み等の内容を説明し、阿久根への定住、Uターン、Iターン等、企業の紹介と、アクネ大使には情報の提供等を期待しております。また9万円については謝礼として阿久根の特産品を各大使に送っている」との答弁でありました。

次に同じ報償費6万円について、「景観計画策定委員会謝礼について、メンバーといつまで計画策定を実施するのか」の問いに、「本年4月に名簿の作成をしたい。公募という形を予定しており、まだ候補者等の名簿を上げていない状況で、計画策定については平成21年4月から作業に入る予定で、委員は10名を予定しております」との答弁でありました。

次に、旅費について「三県架橋の問題についても計上してあると思うが、6大架橋の中止、事業を廃止するという記事が新聞に掲載された

中に、三県架橋も入っていましたが、このことについてはどのように受けとめておられるか。また情報等について収集されているのか」の問いに、「認識しておりませんで情報収集ができていない」との答弁でありました。

次に2款総務費5項統計調査費2目指定統計調査費1節報酬について、「嘱託員はどういう人を予定しているのか。また民間の方を市報等で調査員の募集をしてほしい。具体的には、どのような方法で調査員の募集をするのか」の問いに、「調査員及び指導員の選考方法については、国の基準で責任を持って事務を遂行できる者、20歳以上であること、秘密の保護に関して信頼が置ける者、税務及び警察に直接関係のない者、また選挙に直接関係のないものであることが選考基準になっており、区長さん及び信頼できる者から推薦をいただいておりますが、一般の方がいらっしゃらないときは市職員にお願いしている」との答弁でありました。

次に4款衛生費1項保健衛生費9目葬斎場管理費13節委託料について、「ボーリング調査業務について、これは何か」の問いに、「地震により待合ホールの角が地盤沈下を起こしたために、基礎調査のためのボー

リング調査を実施するための予算をお願いしているところである」との答弁でありました。

次に、6目環境衛生費17節公有財産購入費について、「西回り自動車道に関する墓地がなくなるので、それに対して市が墓地用地として購入するということであるが、国土交通省はこの土地を買い取るわけで歳入もあるのか」の問いに、「歳入についてはこの土地は行政財産のため、普通財産に所管がえして、財政課で処分するために、予算上は財政課所管に入っております。また土地の所在地は多田3,493番地、現況地目は墓地、台帳面積931平方メートルで買収面積が58.65平方メートル、単価1万600円で、価格は616万5,490円で歳出については、市民環境課の歳出616万6,000円を予算計上いたしました」、「また土地については確保してあるのか」の問いに、「つぶれる土地の付近に地区の方と相談して今後用地買収ということになるかと思っております」との答弁でありました。

次に9款1項消防費2目非常備消耗費18節備品購入費で、「ホースの金額と耐用年数は幾らか」の問いに、「ホース代97万8,000円で一本当たり20メートルで3万5,500円、耐用年数は約15、6年であると」の答弁

でありました。次に、12款1項公債費2目利子23節償還金利子及び割引料で、「一時借入金15億円を議決したが、この123万3,000円は幾ら借りた場合を想定しているのか」の問いに、「5億円の0.9%、100日分を算定している」との答弁でありました。

次に10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費15節工事請負費について、「万葉歌碑について説明してください」との問いに、「阿久根市の黒之瀬戸が万葉集が詠まれた南限の地ということで、万葉集南限の地としての歌碑で建設予定地として黒之瀬戸大橋の手前の国道沿いの空き地に設置して、阿久根市の文化を高めるとともに、万葉集の意識を阿久根の地につなげようということで記念碑を設置しようとするものであります」との答弁でありました。

次に「河南源兵衛祭りについて、民間レベルで行うべきと思うが、具体的にどのような事業か」の問いに、「河南源兵衛祭り実行委員会が主になって、趣旨に賛同していらっしゃる方々が寄附をいただいて、事業費が40万円のうち20万円を補助するもので、阿久根市の小中学生、文化協会の皆さん方も参加していただき、踊りや太鼓、歌等を披露していただきその日を楽しんでいた

だくというふうに考えております。また事業費40万円については、舞台装置代、音響施設等で弁当につきましては役員及び来賓者につきましては、自費ということで食糧費については計上していない」との答弁でありました。

また要望として、「万葉集歌碑建立地については公園化して大勢の人が来ていただくような、いやしの場にしていきたい」との要望がありました。

次に、2款総務費1項総務管理費12目市民会館管理費13節委託料について、「市民会館建設基本構想、基本計画策定業務に1,400万円ありますが、これは基本的には建物の内容を委託されるのか。あるいは財政等を含めて建設をするのか」の問いに、「基本構想の中には設置の基本方針を含め、基本コンセプト、設備の機能、土地の形状をどう利用・活用し、維持管理のコスト部分、補助金等のあり方、実質基本設計に通じるような基本設計までは至らないが、ホールの席数、市民からアンケート調査を実施した結果をどう盛り込むか、検討委員会等の意見も盛り込んで仕様書をまとめて発注したい。今回の委託業務の中には、ある程度の財政的シミュレーションを得た上で、ここ数年でできる状況に

なったとき、すぐに実施設計を立てられるような前段の作業を今の段階で済ませておくということでありました」との答弁でありました。

次に、10款教育費6項保健体育費4目学校給食センター運営費13節委託料で、「現在配送業務をしていた方々については、今回採用する、しないというお話しはしなかったのか」の問いに、「現在配送業務を委託している鹿児島いずみ協同食品については、一応民間委託する旨、もし協同食品がとれない場合は配送業務は他の業者に変わりますとの説明をしております。今回、伊田食品がとったわけですが、伊田食品の運転者の募集に運転手が一人応募したと聞いております」との答弁でありました。

次に、2目事務局費7節賃金で、「中身について説明をいただきたい」との問いに、「特別支援教育にかかわる支援員の配置に係る賃金の予算で、支援員5名で、子供たちが朝登校してから下校するまでの約7時間を想定し、年間185日、週5時間の37週で計算しており、1時間単価1,000円程度で、年間一人当たり129万5,000円の報酬を計上したところである。また資格については、一応教職員免許を持っている方々とか、養護施設等に勤務の経験者、児

童クラブ等での経験者を雇用の対象としておりますが、広報等で3月24日締め切りで募集しましたが、今のところ1名の希望を聞いておりません。また配置については、小学校5名を配置する計画で、阿久根小学校に2名、他の学校に1名ずつ配置する計画であります」との答弁でありました。

次に歳入について、1款市税4項1目市たばこ税について、「減るといふことは何を根拠にされたのか」の問いに、「20年度の見込み本数については19年度の本数を見込んでおり、その見込み額に15年度から18年度までの平均伸び率が合計でマイナス0.029、率でこれが伸び率で、19年度の見込み本数にこの額を乗じて算出しております」との答弁でありました。

次に、2項1目固定資産税について、「前年に対して約1,000万円増えております。1億3,000万円の滞納ということになっておりますが、最高の滞納者と何年ぐらい重なったのか」の問いに、「1位が市外居住者で未納額599万9,916円で18年度決算であります。2位が解散しました法人で553万9,400円で、次が381万700円となっており、一番古いので昭和63年で、残りの分については差し押さえ交付要求等を行っており

ます」との答弁でありました。

次に、「丹宗律光集は全部売却したのか。現在1年に何冊売れているのか。また安くしてできないのか」の問いに、「現在536セット残っており、1年間に4セット平均で1セット3万円ですが、ここ2、3年議論をしてきたが結論は出ていない状況である」との答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り1名の委員より討論がありました。反対討論として委員より、「定年前早期退職に対する加算分について課長の説明、そしてまた今年度の早期退職に対する説明が私は十分なものでなかったので、この件についても含めて反対させていただきます」との反対討論がありました。

以上で討論を終結し採決に入り、挙手採決の結果、賛成多数で議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告は終わりますが、当委員会の結論に御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

降壇

議長（庵 重人議員）

総務文教委員長の報告は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時13分

議長（庵 重人議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

これより質疑に入ります。

山田 勝議員

ただいま議案第25号について、大変両委員長とも熱心な報告をいただきましたが、報告のなかったところについてですね、私なりに非常に重要に思っておりますので、お尋ねをさせていただきますが、61ページのもので、扶助費、老人保護措置費、1億4,705万1,000円、非常に大きな金額であります。これは老人の措置費なんですが、この措置費、説明書の中には65名の老人の方々ということになっておりますが、この方々はですね、市内の施設に入居されている方々を対象とされていらっしゃるのか市外なのか。内容はどのようなふうなのか教えてください。

次に63ページのもので、扶助費、児童手当及び児童扶養手当についてお尋ねいたしますが、児童手当については実は減額になっております。児童扶養手当については増えております。この対象の子供たちは何人なのか。阿久根市はどういう状況なのかお尋ねをいたします。

次に64ページのもので、保育所費、18節備品購入費、電子ピアノの

購入費ということでございますが、御存じのとおりみなみ保育園につきましては、民間移管の決定をなされてですね、平成22年4月1日から民間に移管される状況でありますし、あわせて折多保育園は昨年民間に移管をされておりますが、こういう中でどのような理由でこういう備品に関する電子ピアノをお買いになるのか、どういう状況だったのかをお尋ねいたします。

次に65ページ、保育施設運営費でございますが、20節扶助費、補助事業、保育所運営費4億2,210万4,000円でございますが、これはきっと扶助費、保育園の子供たちの措置費だと思うんですけれども、今御存じのとおり保育園はですね、市外の子供も阿久根市内の保育園に入所している子供たちの話も知ってますし、あわせて阿久根市の子供たちも市外の保育園に入所しているものだというふうに理解をしているんですが、阿久根市が4億2,210万4,000円出すことになっているこの予算についてはですね、市内に行くのか市外に行くのか、どのような形でその子供たちの措置をされるのかをお尋ねいたします。

次に91ページ、8款土木費2項道路橋りょう費の中ですね、2目道路維持費3目委託料、これは市道伐

開でございますけれども、市道伐開についてはそれぞれ集落で市道の改修をする市道、それから阿久根市が直接市道の管理をしてですね、伐開をするところがあるわけですが、中によってはですね、ここは当然地区民がやってもいいよねとか、あるいはいやここはやっぱり市がしなくちゃならないとかいうところもあるわけですが、その付近の選定の基準等については議論がなかったのかをお尋ねいたします。あわせて92ページですね、道路工事費、単独事業市道維持修繕費でございますが、御存じのとおり道路、市道の側溝あるいはカーブあるいは補修等については、市民が等しく願っているところがたくさんあるわけですが、現在どれぐらいの住民の方が路線をですね、要望をされているのか、どういう基準でそれを採択し工事をされようとしようとしているのかをお尋ねいたします。

それから次に92ページ、交通安全施設設備費の中の工事請負費400万円でございますが、このガードレール及びロードミラー等の設置についての希望及び選定についてはどのような形でされているのか、十分満たされているのか、その付近はどういう論議があったのかをお尋ねいたします。

産業厚生委員長（新坂上誠議員）

いろいろ出ましたけどですね、まず質疑が出ただけ一応お答えさせていただきます。

まず3款2項3目18節備品購入費の電子ピアノ購入、これはみなみ保育園の保育室の電子ピアノ購入で、理由はですね、もうその部屋がだんだん老朽化して10年なっているということで、5つ部屋があるからそれを各毎年ですね、電子ピアノを購入するようにしているというような回答がありました。

それからほかの分に対してはですね、質疑はなかったもので、報告は省略させてもらってます。以上です。

山田 勝議員

質疑がなかったということは、課長の説明が大変十分行き届いて、他の委員の方々は全員質疑する必要はないということだったというふうに理解をいたしておりますが、それでは、課長はどのような説明をされたかをお尋ねいたします。この件について。

産業厚生委員長（新坂上誠議員）

予算審議ですから、質疑ですね、委員から質疑が出てきた分に対して課長にお答えを求めるようにしているものですから、私の方ではしっかりと把握していませんでした。以上

です。

山田 勝議員

私どもは委員会でのですね、説明及び質疑について非常に真剣な詳細にわたっての説明、そして質疑を行っていただいて、それが阿久根市の市政施行のためにですね、非常に重要なことだというふうに思っているわけでありまして。課長の説明がなければ質疑しなかった。それでは、委員会、常任委員会の所管事務調査のですね、意味がないような気がします。なかったのなら仕方ないです。しかしながら、そういうような報告では私どもは果たして市民の負託にこたえるのかという気がしてなりません。

それから電子ピアノの購入費についてはですね、毎年購入するということについてはちょっと理解できない部分もありますが、そういう答弁であったら仕方ないです。しかしながら、そういうことでございますので、ひとつ今後はよろしく論議いただきますようお願いをいたします。

木下孝行議員

今の山田議員の質問に対して、委員長の質問に対しての補足をさせていただきますが、山田議員から今御指摘が、いろいろ質疑がありましたけど、総括の中でわからないところ

があれば、自分の担当所管以外のこと
とでございますので、総括の中
でもらえれば助かったのかなとい
う認識を持っております。

[発言する者あり]

一つつけ加えてですね、扶助費の
中の児童手当の部分でございます
が、これは課長の総括の説明の中
でですね、児童手当が2万5,340人、

議長（庵 重人議員）

総括の時じゃなくて、その今の報
告に対しての質問だからもう一応あ
の、

木下孝行議員

わかりました。

議長（庵 重人議員）

ほかにありませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたしま
す。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次
発言を許します。

初めに2番、竹原信一議員の発言
を許します。

竹原信一議員

登壇

この一般会計予算には退職金手当
組合の早期退職加算分1億3,000万
円余りが含まれております。市長は
議会において、退手組合に入ること
によっては、職員の受け取る退職金

は変わらないと説明しながら、早期
退職者への特別な加算手続を勝手に
行いました。その上で、52歳程度の
退職者に3,800万円以上の退職金を
支払ってしまいました。20年度予算
だけでも1億円以上の損害であり、
市民に対する背任です。説明しな
かったことを謝罪したなどと居直り
とも受け取れる発言がありました。
説明の問題ではなく、損害を与える
ことが問題なんです。多くの市民は
この金額に驚き怒っております。責
任をとらず勝手にやった加算分を今
回の予算案に出してきたのは余りに
も厚かましい。市民の負託を得た議
員の責任として当議案への反対を表
明します。

降壇

議長（庵 重人議員）

次に、1番木下孝行議員の発言を
許します。

木下孝行議員

登壇

私は本議案、第25号一般会計予算
に賛成の立場で討論いたします。

まずこの議案第25号に昨年と同じ
ように反対をなされる議員の方がお
られますが、委員会の中での付託議
案として可決した議案でございます。
また本議案、第25号は歳入歳出
とも健全かつ適所に予算配分をし、
市民の安心・安全を守る観点からす
れば、この緊縮財政の中では万民に
満足を与える予算などできないもの

であり、私は十分満足できる予算であると確信するところでございます。また本予算、否決に伴う市民に対する影響は生活道路等の環境整備や教育費を含む単独事業、交付金、補助金事業、また民生費からなる社会保障費の負担金補助及び分担金や繰出金を歳入財源とする特別会計事業の運営に与える膨大な影響を考慮して、その上での反対の御判断であるのなら、まさに市民の安心・安全を妨げ、不安を与えることと思うところであります。

また政治的意図がおありで、可決ありきで阿久根市政や市民の混乱を期待するようなパフォーマンスであるのなら、結果市民を裏切る行為と思うところでございます。なお本予算を確認いたしますと、本予算25号は、歳入の部分では自主財源を前年度より2,600万円のマイナスとなりますが、19年度繰入金 5 億9,800万円に対し、20年度では 5 億4,300万円であり、いわゆる基金等の取り崩しを5,500万円前年度より低く抑えながらの計上で、また依存財源に関しては逆に 1 億2,700万円の増であり、地方交付税5,000万円や国・県の支出金6,560万円などの増額によるものであります。この中には頑張る地方応援プログラムなどによる財源確保の努力も見られ、依存財源

に頼りながらも歳入財源として 1 億 100万円の増額予算になったことは、市民に対して安心・安全の最低限の確保ができることと認識いたすところであります。

歳出の部分では、大きく削減をされたものは、農林水産業費の8,430万円であるが、これは港湾建設費関連を含む整備費が整備完了に伴うものであり、また教育費7,550万円の減額であります。これは給食センターの民営化委託による7,350万円削減とほぼ同額の数字であり、教育関係費については前年度と同様の予算で行われるものであり、同等の執行はできるものと思います。一方、増額されたものでは、総務費8,700万円の増額がありますが、これは18年度早期退職者19名分の職員退職手当組合負担金 1 億3,792万円が含まれ、来年である21年度見込みは、19年度退職者16名につき、本予算の半分の6,379万円の負担の見込みであります。またこれは第4次行政改革を推進し、定員適正化計画を行う当市としては理解をいたすべきものであります。そして1億400万円の増額の民生費、これは市民の社会保障費であり、安心・安全のかなめであります。総額11億4,200万円の特別会計への繰出金など国民健康保険加入者、老人保健医療、介護保険医

療、新しく始まる後期高齢者医療の加入者にとって生命を左右するものであります。予算の否決により、市民に混乱を与えてはならないものであります。この民生費の1億400万円の増の新しくスタートする後期高齢者医療制度への制度改革によるものであり、制度自体に私個人も疑問を持ちますが、国が決めた制度であり、市民を最終的に守り、市民の安心・安全、生命を損なうことのない最低限の保障を行う中では理解を示さなければならぬものであります。そのようなことを踏まえ、また近年の厳しい地方財政下であって、当市の予算編成はこれまでの財政状況、実績を踏まえ、適切に予算計上されたものと確信しております。

また、市民すべてに納得してもらえる予算編成などできないものと思います。そのようなことで議案第25号、20年度一般会計予算案は皆様に御理解いただけるものと思います。何とぞ皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

降壇

議長（庵 重人議員）

次に、13番山田勝議員の発言を許します。

山田 勝議員 登壇

議案第25号、平成20年度一般会計予算に反対の立場で討論をいたしますが、私は先ほど委員長報告に質疑

をいたしました。しかしながら納得できない状況の中で、何で総括質疑で質問しなかったんだという、予想もつかないような発言がここです。ね、あった。残念であります。そういう中で私は討論をさせていただきますが、昨年の一般会計予算にも反対をいたしました。議案を反対をし、否決するとあれもできない、これもできない、区長さんにも迷惑がいく。みんな知ってほしいとかです。ね、市長が精査した議案だから正しいと。議員それぞれの立場、それぞれの違った立場で討論があつて結構であります。それはそれで自由でありますし、言論の自由であります。国会や県議会と同じように市議会も市長、執行部の提案した議案を住民の代表として、代弁者として選ばれた議員が阿久根市の市民のためになるのか、阿久根市が市民が納得するのかとチェックするための議論をする場所であります。納得いかなければ修正を求め、それでもだめなら反対することは、それぞれの議員の与えられた責任であると思っております。

私は議案第25号中、鹿児島県市町村退職者組合の負担金、4億6,897万円のうち、平成18年度20名の定年前早期退職者に支払った退職手当1億3,792万1,000円が含まれておりま

す。退職した職員には既に執行されている予算であります。定年前の勧奨退職にかかわる退職手当は、それまで国家公務員と同じ2%から20%の加算制度が阿久根市でも実施されておりました。阿久根市が鹿児島県退職組合に加入した時は、既に退職組合の条例は改正され、新しい10%から73%の加算措置を選択するのか、今までの国家公務員と同じ加算措置を選択するのかは、阿久根市の判断であったにもかかわらず、18年度の当初予算の給与明細書では、それまでの2%から20%で議決し、5月には10%から73%の新しい加算措置の説明を組合職員にして20人の定年退職者に新しい加算措置で退職手当が支給をされております。その後、議会で補正でも補正もされず、この新しい制度の10%から73%の加算の数字は、1回も議会で提案説明をされておらず、決定をされておられません。そして19年度は10%から64%、今年は10%から55%の加算措置が上程をされております。

また市民から預かった大事な金を支出する議案を、本会議で他の議員も含めて私は十分納得できる論議があったとは思っておりません。

阿久根市の現状を取り巻く財政状況の中で、それまでの国家公務員並みの加算措置による説明と協力のお

願いもせず、新しい加算措置を議会にも市民にも提案もせずに組合の決まりだからと言い逃れて終わるのが見え見えに私は感じてなりません。

出水市は阿久根市と同じ年に実施しておりますが、ちゃんと議会に提案し論議をしております。そして実施しております。退職組合に加入し、多くの退職者が出る年度と少ない年を平均して前もって負担をして経営の安定を図ることが私は悪いとは思っておりません。しかし退職した職員に支払った退職手当は、市民から預かった税金から支払うことには間違いはなく、本予算に対する市長、執行部の予算も情報を公開し、市民の理解と協力を求めるための議案の説明とは私は受けとれませんでした。よって本議案に対して反対するものであります。よろしく申し上げます。 降壇

議長（庵 重人議員）

次に、14番若松富春議員の発言を許します。

若松富春議員 登壇

議案第25号、平成20年度一般会計予算に対し賛成する立場から討論をいたします。

先の1番議員の賛成討論で本予算の持つ重み、重要性、投資的事業の凍結、特別会計予算の不成立等により、市民生活に及ぼす悪循環ははか

り知れないと、指摘のとおりすべてその意は尽くされておりますが、私は私の立場で本議案に対して賛成討論をいたします。

当初一般会計予算が議会で可決しないと、市民生活の崩壊につながります。安全、安心、福祉、医療、事業等々、すべての市民生活が制約され、不自由をかけることとなります。これらのことになることを市民の皆様にしっかりと判断していただき、みずから安心、安全な生活を守るために大きな輪を広げていただきたい。また職員の諸君もこの反対の討論をしっかりと受けとめて、肝に銘じて市民のために職務に精励され、市民の期待にこたえられるように努力を切望するものでございます。

本20号議案に対する反対討論者は2名で平成18年度、平成19年度と同じ組み合わせでございます。平成20年度一般会計当初予算に対しても反対討論が同一メンバーで出されました。両常任委員長の報告は原案可決であります。

平成18年度の当初予算に対する反対する主たる理由は総額93億1,800万円の予算中、学校給食センター運営費1億6,594万6,000円の中で、賃金87万円の計上認められないということで反対されました。しか

しながら、平成18年度当初予算の学校給食センターの運営費は前年度対1,521万8,000円の減額計上でありました。賃金87万円を計上しても1,521万8,000円の減額をして、経費の節減に努めたことなど一顧だにせず、恣意的に反対反対と言って、賃金87万円で総額93億1,800万円の当初予算に反対されました。平成19年度の当初予算に対する反対の理由は、鹿児島県市町村退職手当組合加入どきの条例の説明中、早期勧奨退職手当の優遇措置の説明不足で、早期勧奨退職者に大幅な加算金を上乘せ支給について反対と、九州選抜高校駅伝大会の補助金支出反対が反対理由の主たるものでございました。今回、本25号議案に対する反対の主たるものは早期勧奨退職者に加算金上乘せ反対ということで前年度と同じ理由でございます。

先ほど来申しますように、一般会計当初予算が議決されないと、特別会計の運営もできず、市民生活のあらゆる面において市民の皆様に変な迷惑をかけることとなりますが、そのようなことは承知で反対されていると私は思っております。かねて市民のため、市民のためと事あるごとに唱えておりますが、することなすことが全部反対で、市民の生活を混乱に陥れることになっておりま

す。ただいま鹿児島県では篤姫の問題で非常に沸き上がっておりますけれども、その先祖の島津日新公のいろはの歌の一節に「いにしへの道を聞いても唱えても、我が行いにせずはかいなし」といういろはの一節がございます。一般会計当初予算が議決されないときの弊害については、平成19年度当初予算賛成討論で詳しく説明いたし、市民待望の事業実施もできず、国民健康保険運営事業にも支障を来し、市民の期待を裏切ることになると詳細に述べておりますので、今回は論及は割愛しますが、合併も先送りした当市では、行財政運営、事務事業の執行で市民生活をしっかりと守っていくには、議会、執行部、市民が力を合わせ、知恵を出し、汗をかき、持てる力を発揮して協力の輪を広げていくことで道が開け、将来に希望の持てる活力ある市政運営ができると確信するものがございます。

批判ばかりでは市政運営は一步も前進しません。得る物は何もありません。本25号議案に反対の主たる理由は早期勧奨退職金支給についてですが、平成19年度当初予算反対と全く同じ理由であります。この早期退職者優遇措置については、早急に実施せよと、当議会では平成7年12月議会で議決がなされてお

す。

平成7年3月議会において議会行財政改革特別委員会を設置し、5項16目について厳しい提言をしております。平成7年12月議会において議決がなされております。少し経過を申し上げますと、当時の自治省は地方自治体の行財政改革を計画的に進めるため、平成6年10月に行政改革大綱を設定して市民に公開するよう指示がなされましたが、本市の執行部は腰が重く、改革大綱の片りんさえ見えなかったもので、本市の行財政運営はこれでいいのかと危機感を持ち、設置し精力的に取り組みました。市民各層各界の代表者の参考意見を集約するとともに、行財政改革推進の先進地を研修・調査し、執行部の行財政改革基本計画などをあわせて審議をいたし、事務事業の見直し、職員定数の見直し、直営事業の民間委託へのできるものから早急な推進をしようと提言しております。

まず、直営事業を民間委託についてでございますが、じんかい収集業務、国民宿舎、図書館、学校用務員、保育園、児童館等々、もちろん給食センターもですが、できる箇所から民間委託はするようにしたところ、このような箇所から進んでおり、じんかい収集業務だけで、年間現在直営と比較すると、4千数百万

円の安上がりになっており、今まで民間委託したものを合わせますと、一般財源の節約は相当な額になると見込んでおります。平成20年度から1年前倒しで学校給食センターの民間委託が実現することになり、委託することにより年間、本年度で7,363万9,000円前年度対減額ができております。職員が11人減になります。この職員の方々定年前勸奨に応じていただいたので、職員定数も平準化していくのですが、定年前早期退職特例制度を適用しない制度のままであると、退職者は見込めなかったのではないかと私は思考しております。反対者はそのままこの職員を市の職員として抱え込めと言われるのであるのか。くどいようですが、職員定数管理見直しについては平成1年度当初予算に計上された職員数は一般会計で329名であり、6級、7級、8級は約260名で職員構成では約80%になっており、逆ピラミット型のいびつな形をせめてちょうちん型に近づけようと、何らかの措置をすべきだと提言し、職員定数についても当時人口2万8,000人でありましたので、市民100人で1人ということで、職員数もできるだけ280人に近づけるよう努力を重ねて要望しております。

先進自治体において当市ぐらいの

職員数で50歳代で第二の人生を目指す職員に、退職優遇措置を定めており、毎年この規定によって4、5名の職員が役所以外で思い切り人生を切り開き、その後継者には若い優秀な応募者が多く、職場の活性化に大きく寄与しているということでありましたので、当市でも思い切った優遇措置を講じ、役所以外で第二の人生を切り開き、飛躍する職員に道を開いてやり、職員構成の是正と定員減を早急に実現すべきと強く提言しましたが、なかなか思い切った改革ができず現在に至っております。

阿久根市は平成18年度に鹿児島県市町村職員退職手当組合に加入しました。そのことで、退職者数の増減に伴う予算の変動が抑えられ、財政の計画的執行を図ることができるようになりました。また組合加入により、活用できることになった定年前早期退職特例制度は、今後の本市の財政運営面において非常に有意義な制度になったと理解しております。この制度は主に合併をした市町村においては、人員が多くなり過ぎた部門における人員削減の切り札として活用されておりますが、その他の自治体においても大きな成果を上げているところでもあります。この成果とはやはり人件費の削減であります。同組合は定年前に退職する職員につ

いて、新特例制度により高い加算金制度を設けていますが、その効果は職員が定年まで働き続ける場合にかかわる人件費と比較すると、はっきりと計算ができると思います。平成18年度に定年前に退職した職員は27名で、そのうち勧奨で退職した者は19名でありました。これらの職員に特例として上積みして支払った手当額は1億3,792万円であり、仮に19名が定年まで勤務した場合にかかわる人件費総額は10億3,699万円と試算されております。差し引きしますと、8億9,907万円の人件費が将来にわたって削減できたということであります。また平成19年度においては、勧奨で退職する職員に16名に上積みして支払う金額は6,379万円でありますが、仮に定年まで勤務した場合にかかわる人件費総額は4億3,306万円と試算されております。差し引きしますと、3億6,927万円の人件費が削減できることとなります。この2年間で実に12億6,800万円を超える人件費が将来にわたり節減できたといえます。財政力が乏しく、国・県からの交付税等の増額も見込まれない中で12億6,800万円もの節減は大きな成果といえます。さらに来年度は平成18年度の特例加算分1億3,792万円の精算を行うことになり、その分も含めた予算計上が

なされておりますが、これは職員数の減に伴い、減額された19年度と20年度当初予算の人件費の差額分2億2,300万円の範囲内であり、特例加算したことが人件費をむやみに増加させたということにはつながりません。退職手当組合への負担金に限れば、当然19年度と比較して20年度の負担額は大きくなってはおりますが、将来の人件費総額の削減効果から考えれば、一時的において負担額が大きくなることはやむを得ないのではないかと考えております。

次に特例制度の活用においては、市長の政策判断により利用を決定されたものでありますが、本市議会においては、過去において同趣旨の政策執行を提案し、議会の議決を得るところであります。先ほど詳しく述べましたごとく、平成7年の行財政改革特別委員会の委員長報告にあります。その中では思い切った退職優遇措置を設け、第二の人生設計に容易に取り組むことができるようする必要があると提案しており、定年前の加算措置については積極的な導入を了とする提言をしているところであります。

このことから今回の特例制度の活用は本市議会の意志を遵守したものであるということが出来ます。市議会としても事あるごとに人件費削減を初め

とした行政改革の推進を強力に要請してきました。それにこたえるべく各種施策を行ってきた市当局においては、本制度の活用を選択しないことの方がむしろ市議会、ひいては市民の期待を裏切ることにつながるのです。

今回の特例制度の活用で折多保育園を初め、もろもろの民間委託、移譲がスムーズに進み、学校給食センター業務の民間委託を前倒しで実現できたことは、御案内のとおりであります。同制度が機構改革を初めとした行政改革のスピードを確実に進めたことも事実であります。一般会計に計上の職員数は236名、当該年度該当職員数は221名となっております。本市の人口は約2万4,800人、議会議決のとおり市民100人あたり1人の職員ということが既に達成されており、5級以上と4級以下の職員構成も同数となり、逆ピラミッド型からちょうちん型になっております。

長期財政計画に示されてありますとおり、本市の市債発行額のピークの時は、御案内とおり、平成9年の139億590万3,000円でありました。本年当初予算においては、115億963万6,000円と約24億円の起債減となっております。また償還金額も平成11年度の24億2,350万8,000円が

最高で、本年度予算では15億8,090万円となり、返済額も8億4,000万円の減となっております。発行額も普通債においては10億円以下を目標に努力され、あと2、3年で市債残高も100億円を切る健全財政運営を目指し、努力を重ねていらっしゃる執行部の皆さん方に心からなる敬意を表するものでございます。このような健全財政運営によって、市民の長年の願望でありました市民会館改築の方向づけもできつつあります。以上のことから将来を見越しての財政運営を了とし、今後も計画的な財政運営と効果的な人件費削減施策の展開を期待して、平成20年度一般会計予算について賛成するものであります。

朝日新聞の天声人語の一節に、議会は市政の良心でなくてはならないということと、故司馬遼太郎先生の言葉を引用して、より賢く妥協することと記してあり、議会とはと問われてありました。含蓄のある言葉と私は受けとめております。

以上で討論は終わりますが、阿久根市の活性化と市民を愛する皆さん方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私の賛成討論といたします。 降壇

議長（庵 重人議員）

以上で通告による討論は終了いた

しました。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号、平成20年度阿久根市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

午前中の審議を中止し休憩いたします。

午後はおおむね1時再開いたします。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時00分

議長（庵 重人議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

◎ 議案第26、27号上程（原案可決）

議長（庵 重人議員）

この際、日程第4、議案第26号及び日程第5、議案第27号の2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本2件に対する産業厚生委員長の報告を求めます。

産業厚生委員長（新坂上誠議員）登壇

議案第26号及び議案第27号について御報告申し上げます。

去る3月11日の本会議において当委員会に付託になりました案件は、議案第26号、平成20年度国民健康保険特別会計予算、議案第27号、平成20年度阿久根市簡易水道特別会計予算についてであります。

3月14日、17日の両日、所管課に出席を求め審査した結果、全委員の一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下審査の過程で出ました主な質疑、意見について申し上げます。

初めに議案第26号について申し上げます。まず歳出について、1款総務費2項徴税费2目納税奨励費8節報償費、「納税報奨金について、区長さんからだれが納付したかどうかの照会について苦情はあるか」の問いに、「プライバシーの関係があり、いろいろ個人情報を出せない部分があるので、区長さんからはそういう話があるというふうにも聞いているが、そう大きな混乱はないと思う」との答弁でありました。

3款後期後継者支援金等1項1目後期高齢者支援金19節負担金補助及び交付金、「後期高齢者支援金に関連して7,650名の3万8,227円であり、本年度3億1千万円組んだわけだが、高額医療の最高額というのはど

の程度になのか。またそれは何の病名か」の問いに、「医療費の1カ月の最高であるということである。この前きた中では、平成19年度で700万円ちょっと超えたのが1人で1カ月の最高であり、心臓関係で手術されたものである」との答弁でありました。

8款保健事業費2項保健事業費1目保健対策費13節委託料、「ウォーキングコース看板作成業務について、保健指導事業と合わせて116万円計上されているが、現在このウォーキングコースが設置されている箇所が何カ所か。またこの看板の設置については全額補助をいただけるのか」の問いに、「ウォーキングコースの看板をつくって設置しているところは、総合グラウンドと今年19年度は番所丘公園に1カ所の2カ所であり、平成20年度はできたら協本地区にいいところがあればと考えており、体育指導員等に話をしながら検討していきたいと思っている。なお、看板については保健対策費の中で設置をしていくということで、補助金ではなく市で設置をしていくということである」との答弁でありました。

8款2項1目19節負担金補助及び交付金、「はり・きゅう施術助成270万円について、一般会計でも300万

円と出ている。それとの整合性はどうか」の問いに、「これは国民健康保険の加入者の分であり、生きがい対策課の分は後期高齢者のはり・きゅうと考えていただければいい」との答弁でありました。「市外の施術業者は該当しないということだが」の問いに、「国民健康保険の方は規則で定めており、一緒に改正をした関係で、一般会計も国民健康保険の方も市外の業者については該当しないというふうに改正をしている。というのも出水市、薩摩川内市等についても市外の業者は入れてなかった関係で、阿久根市についても阿久根市に施術業者がいらっしゃるということで、そういう改正もした経緯がある」との答弁でありました。「市民から市外の施術業者ではだめなのかということが上がってきているのか」の問いに、「直接窓口でそういう話を聞いたことはない。特に事業者の皆さん方に全部集まってもらい、こういうふうに改正をしますということで説明会をして御理解をいただいていたというふうに思っている。今までそのような話を聞いたことは直接窓口でもないと思う」との答弁でありました。

「お互いに行政間で話し合いをしてどこでも隣接は行けますよと、その糸口としてその所管課の中で各行

政間で話し合いをするという用意はあるのか」の問いに、「そういう事態が生じた場合は、そういう話し合いは当然していかなければいけないと思うが、今の段階でそういう状況がまだ生まれていないというふうに思っている。ただ予算上で1件600円の助成をしているが、医者 の 証明があれば3割負担で医療が受けられるという部分もあるで、今非常に保険診療が増えてきている。この金額の何倍にもなっていており、保険で治療をしていくということで、3割負担で非常に自己負担も少なく済むというような形が最近非常に増えてきている」との答弁でありました。

なお歳入については特段の議論はありませんでした。

次に議案第27号について報告いたします。

大川・尻無の簡易水道について、「今回の1億2,360万円ですべて尻無・大川の関係の改良工事というのは終わるのか」の問いに、「大川・尻無地区の簡易水道施設整備事業は10カ年計画で平成17年から平成26年度までを予定している」との答弁でありました。「補助事業費を入れるということは非常にいいことであるが、その中で補助事業が切れるということはないのか」の問いに、「今回は簡易水道、上水道について、上

水道の給水区域が10キロ以内の給水区域はすべて統合しなさいと言っているが、統合計画を策定した後については、補助事業はずっと採択するというこ とで、国の方で方針が示されているので、今の簡易水道施設整備事業については、仮に公営企業に統合された後であっても、補助対象事業として採択される」ということであるとの答弁でありました。

以上で議案第26号及び議案第27号についての報告を終わりますが、当委員会の結論に御賛同いただきますようお願いいたします。

なお答弁については私、不足の場合は他の委員から答弁させます。

降壇

議長（庵 重人議員）

産業厚生委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号、平成20年度阿久根市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案

可決であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号、平成20年度阿久根市簡易水道特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第28号上程（原案可決）

議長（庵 重人議員）

日程第6、議案第28号を議題といたします。

本案に対する総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長（鳥飼光明議員）登壇

議案第28号について報告いたします。

去る3月11日の本会議において当委員会に付託になりました案件は、議案第28号、平成20年度阿久根市交通災害共済特別会計予算について申し上げます。

審査については特段の質疑及び意見はありませんでしたことを御報告しますのでよろしくお願いをいたします。

降壇
総務文教委員長（鳥飼光明議員）登壇
報告漏れがあったようでありますのですみません。

議案第28号について各関係の課長に質問を求めましたけれども、審査については特段の質疑や意見はありませんでした。と同時に、以上で報告を終わりますけれども、当委員会の結論に御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告は終わりますが、当委員会の結論に御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。大変申しわけありませんでした。

降壇
議長（庵 重人議員）

総務文教委員長の報告は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号、平成20年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第29号、30号、31号、32号
上程（原案可決）

議長（庵 重人議員）

日程第7，議案第29号から日程第10，議案第32号までの4件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本4件に対する産業厚生委員長の報告を求めます。

産業厚生委員長（新坂上誠議員）登壇
御報告いたします。

去る3月11日の本会議において当委員会に付託になりました案件は、議案第29号、平成20年度阿久根市老人保健医療特別会計予算、議案第30号、平成20年度阿久根市介護保険特別会計予算、議案第31号、平成20年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号、平成20年度阿久根市水道事業会計予算、以上特別会計4件についてであります。

3月14日、17日の両日、所管課に出席を求め審査した結果、全委員の

一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下審査の過程で出ました主な質疑、意見について申し上げます。

初めに議案第29号については審査の過程では特段の質疑、意見はありませんでした。

次に議案第30号について報告いたします。

1 款総務費3項1目認定調査等費について、「他の市町村で認定された方が阿久根市に来た場合、例えば半年間認定している方をこっちに呼び込むとした場合に、残りの在任期間はそのままだと思うが、阿久根市で例えば本人の申請、あるいはクリニック等の方からの申請、あるいは地域の民生委員からの申請という形をしたときに、認定審査のときに実績にどれが一番多いのか」の問いに、「詳しく整理はしていないが、窓口で対応している感じとして、御家族の方からの御相談というのが一番多いように感じている」との答弁でありました。

また、「離れていれば離れているほど家族の状況というのはわかっていないものであり、クリニック側と行政側との認定申請のやりとりの中で、家族が無視されたような状態になると誤解を招くもので、そういったものは必ず家族に報告していただ

くように要望し、今後しっかりと検討してほしい」との意見がありました。

5 款地域支援事業費 2 項 5 目任意事業費 13 節委託料、「高齢者世話つき住宅生活援助員派遣事業について、どんな人を対象にどのような事業をしているのか」の問いに、「これについては見守りが必要な高齢者の方々に対し、常時専門の方を配置し、そういう方々からの相談があったときに対応できるよう体制をとっているところであり、具体的には寺山住宅の入居の方が対象となっている」との答弁がありました。

次に議案第 31 号については、審査の過程で特段の質疑、意見はありませんでした。

次に議案第 32 号について報告いたします。

1 款事業費 1 項営業費用 3 目業務費、通信運搬費について、「通信運搬費の中で督促状が入っていたが、滞納者の状況について教えてほしい」との問いに、「督促状につきましては水道料金が発生した場合、毎月 15 日前後に区長さんを通じたり、あるいは口座振替等によって月末までに納付してもらわなければならない場合、翌月まで入らなかった場合に未納ということで、督促状を翌月に出している。大体 1 月 400 件ちょっとであ

る」との答弁がありました。「水道料の未収金というのはどういう形で整理をされるのか」の問いに、「平成 18 年度末の決算における未収金は 1,298 万 3,160 円であった。20 年 2 月 25 日現在においては 1,044 万 9,060 円である。しかしながら 3 月分の水道料金については、月末まで入らないことで、通常の滞納とは若干違うのだが、こういうことで未収金になる分があるので、19 年度決算における未収金については 1,270 万円前後を見込んでるところである」との答弁がありました。

以上で議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号及び議案第 32 号についての報告を終わりますが、当委員会の結論に御賛同いただきますようお願いいたします。

なお答弁については私、不足の場合は他の委員から答弁させます。

降壇

議長（庵 重人議員）

産業厚生委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、これにて

討論を終結いたします。

これより議案第29号、平成20年度阿久根市老人保健医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号、平成20年度阿久根市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号、平成20年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第32号、平成20年度阿久根市水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第35号上程（原案同意）

議長（庵 重人議員）

日程第11、議案第35号を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

齊藤市長 登壇

議案第35号は副市長の選任についてであります。

副市長、川畑裕氏が平成20年3月31日をもって任期満了となるため、その後任として前村洋行氏を選任したいので地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。どうかひとつよろしくお願ひ申し上げます。 降壇

議長（庵 重人議員）

これより質疑に入ります。

竹原信一議員

現在鹿児島県の職員、前村氏を選任するに至った経緯をお話してください。

それから市長は彼に何回会って何時間ほどお話しされたのかもお話しください。それから阿久根市運営にかかわる方針及び合意点についてお話しください。

今回県の職員を休職と、そして助役報酬を受けて、またここを終われば県の職員に復帰するということでございますけれども、報酬、現在受けている報酬と、阿久根市で副市長として受ける報酬、年俸ですね、その額を教えてください。その他勤務条件についても説明お願いいたします。

斉藤市長

2番竹原議員にお答えをいたします。まず最初に経緯についてでございますが、今回、川畑副市長が任期満了です、退職をされるということになりました、我々としてはですね、これから阿久根市の行政運営をやっていく上でですね、副市長の選任をお願いしなければならないということになりました。いろいろ我々としては考えたわけですが、その結果ですね、今回非常に世の中が混沌としている状況の中でですね、今国も制度改正を次々にやってまいりますし、そしてまた今後と

もこの時期というのは道州制が導入されるまでの間というのはですね、非常にこの行財政改革を初め制度改正が次から次に行われていくというような状況の中で、国の動き、県の動き、そして我々がそれに対して自治体がどう対応するかということがですね、非常に重要な状況になってまいります。そういう中でですね、鹿児島県からそういう制度改正についてですね、きっちり対応していくことができる、そしてまた阿久根市の職員とともにですね、やっていける、そういう方をですね、お願いをすることで鹿児島県にお願いをいたしまして、今回前村氏をこちらに派遣していただくことになったわけでございます。そういう意味ではですね、幾度となく話し合いを重ねてきながらですね、選任をいただいたということでございまして、今回前村氏をですね、こちらに派遣していただくことになりました。本人と何回会って、何時間話したかとかというような御質問だったと思いますが、これはですね、本人とは1回お会いをいたしました。そしてですね、十分に時間をかけて話し合いをしてですね、その結果で決定をしたということでございます。

それから、合意点についてでございますが、これはですね、今後阿久

根市の副市長として十分に阿久根市
のですね、行財政を理解をしていた
だいてですね、その中で阿久根市の
職員とともに汗水を流す、その約束
のもとに来ていただくということで
ございまして、私がですね、一番今
回本人の経歴の中でですね、重要視
いたしましたのは鹿児島県の総務部
地方課勤務がございまして、それか
ら東京事務所の行政第3課の勤務も
ございまして、それからですね、一
番大きなのは鹿児島県総務部学事文
書課法制・訟務室主幹兼法制の経験
もございまして。そういう意味です
ね、学事文書課の経験がですね、6
年近くあるということは十分に法改
正、そういうものに対応していける
そういう人物であるということでは
ですね、我々としては非常に重要な
人物だというぐあいには思っており
ます。そして最後はですね、平成18
年から総務部学事法制課長補佐を務
めですね、そしてまた平成19年から現
在はですね、土木部都市計画課長補
佐を務めておりましたですね、そう
いう意味で保健衛生からですね、地
方課、そしてまた高齢者対策課、健
康増進課という部署も経験をして
おいでになってですね、これから阿
久根市が超高齢化社会を迎えるに当
たってですね、きちっとした対応を
していかなきゃならないそういう時

期でございます。そういう意味では
ですね、時を得た人物を得られたと
いうことですね、我々としては自
信を持って議会に対してですね、お
願いをする次第でございます。どう
かひとつよろしくお願いをしたいと
思います。

〔発言する者あり〕

議長（庵 重人議員）

市長、報酬の件。

斉藤市長

報酬につきましてはですね、本人
個人の報酬についてはですね、我々
としてはこれは個人情報の問題があ
りますから、答えるわけにはいきま
せんが、阿久根市としましてはです
ね、副市長としての報酬は決まっ
ておりますので、それにしたがって
ですね、報酬を支払うということに
なります。以上でございます。よろ
しくお願いをいたします。

〔発言する者あり〕

濱崎総務課長

2番竹原議員に補足してお答えさ
していただきます。

給与関係についてであります、
先ほど市長が申し上げましたとお
り、県職員としての給与額等につ
きましては、個人情報の関係があり
ますのでお答えできない部分もご
ざいまして、例えば同じ市の職員
と同じような年齢ということで推計をさし

ていただければですね、例えば扶養手当とかあるいは通勤手当とか住居手当とかその支給状況によってもかなり違ってまいりますけれども、本市の場合大体730万円程度ということではありますが、副市長の給与につきましては、20年度からまた10%カットということが予定をされておりますので、それからしますと副市長の給与は年額で919万円ということに、若干は端数はございますけれども、919万円を予定をしているところでございます。

それから勤務条件についてでございますけれども、一般職と違いました副市長は特別職ということになります。そういうことで市長を補佐あるいは代理とかですね、市長と一体となって勤務されるということもございまして。そのため、一般職に定めているような勤務条件、いわゆる勤務時間はどうかですね、そういうことについては特に定めておりません。一般職と特別職の違いというのはそういうことじゃないかと思っております。以上でございます。

竹原信一議員

市長の説明と、一回会って話しをしましたと。そして経歴から適任だと思われているという御説明でございました。

特別職というのは、私はそうい

う、何と申すんですかね、もんじゃないと思っていたんですよ。今、要求、今度の方に期待されて、前村氏に期待されておられるのは職員としての経歴、能力でございますよね。市民に対する責任感というか、痛みを感じるというような部分での特別職というその本当の単なる事務を超えた能力というか、感覚という物が必要なはずだと思うんですよ。それだからこそ、阿久根市民と痛みを分かち合う関係にある方が望ましいなあなどと私は思っていたんですが、その部分に全く触れるような経緯、それから求めておられる部分というのが全く聞けなかった、聞けないというのは非常に残念でございます。阿久根市には、市の中から副市長候補者を探そうという努力は全くされなかったんでしょうか。

齊藤市長

阿久根市民からですね、副市長さんをお願いするということも十分に我々は考えてまいりました。しかしですね、今これほど難しい社会の中できちっとしたですね、法改正に対応をしていけるため、これはですね、市長の立場と副市長の立場というのはまた若干違うわけでございます。阿久根市民に対する全責任はですね、市長が持ちます。市長がきちっとやってまいります。そして私

を補佐してですね、あるいは代理としてきっちり務めていただくそのためにはですね、内部事情が十分にわかっている人間がいるということが非常に重要でございます。そういう意味でですね、今回副市長にお願いをしているわけございまして、先ほど申し上げますように、民生・衛生面からもですね、そしてまた福祉の面からも、そしてそういう対応を十分にできるですね、経歴を持った人間であるということございまして、そして私もお会いをしてですね、本当に人間的にすばらしいものを持っていらっしゃる方であるということもですね、私も実感したわけございまして、そういう意味でお願いをしているということございまして、どうかひとつその辺はですね、十分理解をしていただきたいと思います、会っていただければですね、即御理解いただけるというぐあいに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。本人自身もですね、阿久根の副市長としてやってくるということはですね、十分に覚悟を決めてやってこられるわけございまして、そういう意味ではですね、我々と一体となって阿久根市民のために汗水を流していただくということでございます。よろしくお願ひいたします。

竹原信一議員

阿久根市政、難しい状況が展開してくるのでと言われましたけれども、阿久根市の実際のもので、行政、例えばこの議案にしてもですね、国が決めたものに沿った形で全部やってきているわけですね、何もかも。それで、国が一たん何か決めれば阿久根市用の議案まで送られてきて、それを大体そのまま議会に提出すると。それでできてきているわけですよ。そしてできてきているというか、それ以外のことはほとんどしてきてないんですね、残念ですけども。私はその業務的なものを難しい物をさせるんだったら職員を育てればいいんじゃないかと。もっとももっと努力を、そっちの方をすべきだったという気がしております。どっちみち選任されるんでしょうからな仲よくやっていきましょう。答弁は要りません。

議長（庵 重人議員）

ほかに質疑はありませんか。

山田 勝議員

私は反対する意味で、市長こうしてお尋ねするわけじゃないんですが、かね平生市長は阿久根市の職員が大変優秀である、優秀であるということをおもはここでも言っております。しかし先の給与改定の時に、鹿児島県知事が給与改

定についての凍結する部分があるということについての質疑の中で、鹿児島県もやっと気がついてくれましたという答弁をされた市長であります。そういう中ですね、今回私はやはり阿久根市の優秀な職員の中からこうして提案されるだろうなと思うとったんです。そしてまた市長の今2番議員への答弁の中で、例えば法制担当とか、あるいはるる前村氏の経歴を説明をいただきましたけれども、私は阿久根市にもですね、やはり法制担当がおって、法制審議会があってそれなりのところの部署部署の職員はですね、法律にもものすごく頑張っていると私は思うんですよ。そういう中でやはり阿久根市の職員の中には、優秀な職員の中にはいなかったのかという気が実はしてならないわけですが、この点について1点だけお尋ねをいたします。

斉藤市長

13番山田議員にお答えいたしますが、質問の意味がよくわからないんですけど、阿久根市職員にいなかったのかという質問だというぐあいに私の方は受けとっておりますが、阿久根市職員がですね、だれが副市長になっても間違いのないところだと思います。しかしですね、やはり外部の血を入れるということがより一層刺激を与えてですね、より伸び

るといふこともあると思います。そういう意味で、今回は外部の血を入れるということをごさいますね、そのことに一つ意味を見つけないということをごさいます。よろしくお願ひしたいと思います。

山田 勝議員

一問で終わる予定だったんですが、市長が阿久根市の職員がだれを副市長にしてもおかしくない人材ばかりだという非常にすごい話をしていただきました。そういう中ですね、私はもう一遍市長が去年の私の質疑の中で、鹿児島県もやっと気がついてくれましたと、行政改革に気がついてくれましたというようなところの職員をですね、こんな優秀な職員がおる中から、そういう職員を選んで出されたということの方が私は不思議なんですよ。しかしあなたがそれでもやはり外部の血が大事だと言われるのならそれでいいです。しかしそういう気持ちでいるということはひとつ御理解いただきたい。阿久根も、市長は阿久根市の職員はだれをとっても副市長にいいんだというふうに答弁をいただきましたので、それはそれとして受けとめて質問を終わります。

議長（庵 重人議員）

ほかに。

答えますか。回答が要りますか。

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議案となっておりまして議案第35号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第35号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」「はい」と呼ぶ者あり〕

賛成討論ですか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

竹原信一議員 登壇

反対討論をさせていただきます。

副市長、大変重要なポストだと思います。1回会っただけで決めました。そして阿久根市の職員、だれでもできるというような表現でされるポストはあけておけばいいんですよ。そんなその程度でいいんだったら。こんな無責任な人事はちょっと承認できません。反対いたします。

議長（庵 重人議員）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号、副市長の選任について採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

—————議場閉鎖—————

ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付させます。

—————投票用紙配付—————

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

—————投票箱点検—————

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案に賛成とする議員は賛成と、反対とする議員は反対と記載を願います。

なお重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則の規定により反対とみなします。

順次投票を願います。

—————投票—————

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

—————議場開鎖—————

開票を行います。

会議規則の規定により立会人に3番鳥飼光明議員、4番山下孝男議員を指名いたします。

よって両議員の立ち会いを願います。

—————開 票—————

投票の結果を報告いたします。

投票総数15票、

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

賛成 13票

反対 2票

であります。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎ 議案第36号上程（否決）

議長（庵 重人議員）

日程第12、議案第36号を議題といたします。提出者の提案理由の説明を求めます。

竹原信一議員

登壇

説明させていただきます。

本提案は議員報酬を平成20年度の1年間5%削減するものです。なぜ今議員報酬削減なのかを説明させていただきます。

矢祭町議会が、議員はいかにあるべきかを示しました。議会の決意宣言を紹介します。

矢祭町議会決意宣言、町民とともに立たん、矢祭町議会は平成13年、議員提案により合併しない矢祭町宣言を全国に先駆けて全会一致で議決した。町の羅針盤を高らかに宣言したこの檄文は、全国の地方自治体への励ましとなり目標となり続けている。そして今、我々矢祭町議員は自身の報酬を日当制にすることを決意した。連綿と続く議員報酬のあり方を根幹から変える決断を我々は悠々として超然と、そして敢然として断行する。現在、国会議員と地方議員をめぐり有権者からの厳しい目が残念ながら向けられている。議員は有権者に選ばれし、有権者の公僕である。その責務の一切は有権者のために遂行されなければならない。その当たり前の議員の姿勢と哲学がきしみを上げ始めていることを我々は痛憤の思いで受けとめる。だが我々は看過しはしない。報酬を日当制に変更するという大胆な決断によって、すべての地方議員に対して自身の立ち位置とあるべき姿を改めて問い直し、警鐘を乱打するものである。我々矢祭町議は町民とともに立たんの決意をここに宣言する。今、議員たるのその原点に帰る。我々の合併

しない宣言は、全国に熱烈な感動をもって受け入れられた。だが、総務省行政体制整備室長が来町し、翻意を促された。だがその言質からは、地方自治が担うべき民主主義をいかにすべきかについて、ただの一言も言及されなかった。そして、国は我々の方向性を町民に対する背信行為、首長や議員の保身のためなどと、ときに面罵し、ときに誹謗した。我々が目指すのはきめ細やかな行政であり、住民の目線に立った行政である。かかる哲学以外に行政のあり方を示すたいまつはない。合併しない宣言によって、我々矢祭町議はたいまつを手にした。このたいまつを絶やすことは、町民への背信行為である。もし、このたいまつを消すことがあるとするならば、それは有権者たる町民の判断によってのみであり、その他の何者によっても妨げられるものではない。今、日本の国全体に暗雲が立ち込めている。それは指導者が国民の立場に立っておらず、自分本位の判断に終始しているからにはかならない。このことは国民にとって非常につらいことだ。我々は常に町民一人一人の立場に立って、町政に参画しなければならない。町民の生活こそが、日々の議員活動の中で、最も気にかねばならない問題である。

我々が受ける報酬は、町民が汗を流して稼いだ税金であることを忘れてはならない。議員報酬の経過をたどれば、執行部とのもたれ合いの中、報酬審議委員会なるものを隠れみのにしてその額を住民の目に届かないところで決めていたと指弾されても、それに反論する言葉を我々は持たない。右肩上がりの時代からのお手盛りを重ねてきた結果が、現在の議員報酬につながってはいないだろうか。50年後、100年後もびくともしない矢祭町をつくり上げるためには、議会はもう一度原点に帰らなければならない。我々議員は町民の艱難辛苦を憂い、嘆く声を聞き見たとき、現在の報酬制度にあぐらをかいているわけにはいかない。そして、我々は報酬制度を根本から考え直すことを決意した。その際、我々は世間一般の常識にとらわれない。矢祭町はいかにあるべきか、矢祭町議会はいかにあるべきか。ここが我々の議論の出発点であり、すべてである。何よりも経費の削減によって生まれる余財を町民生活を豊かにする町民密着の政策に差し向けることができることを我々は何よりも喜ぶ。今我々矢祭町議は宣言する。町民とともに立たん。

矢祭町では合併を拒否することで、国の言いなりにならないまちづ

くりを決意しました。その決意が職員の共感を得、むだ遣いをしない、住民のために必死に取り組む役所をつくりました。職員が自主的に努力することで多くの財源が生まれました。矢祭町では3人目の子供に100万円、4人目に150万円、5人目には200万円の出産祝金を支給します。保育料と給食費は半額、中学3年生は全員町費で海外ホームステイを体験させます。高校生全員に年2万円が支給されます。矢祭町は進歩を続けています。

阿久根市議会議員が市民とともに立つという決意をすれば、変わり始めることができます。阿久根市役所の職員は4月から1年間給与3%削減を受け入れました。市議会議員が市政に対する思いという点において、職員に遅れをとるなどということがあってはなりません。阿久根市議会は生まれ変わる必要があります。第一歩を踏み出しましょう。議員報酬5%削減への賛同を求めます。

降壇

議長（庵 重人議員）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第36号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第36号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は議案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。

よって本案は否決されました。

◎ 議案第37号上程（否決）

議長（庵 重人議員）

日程第13、議案第37号を議題いたします。

提出者の提案理由の説明を求めま

す。

竹原信一議員

登壇

提案説明をさせていただきます。

交通費とは別に支払われている日当という考え方を廃止し、諸雑費として県内1日200円、県外1日1,200円の支給にします。

今回の提案内容は、県やいちき串木野市とほぼ同程度への改正です。議員ばかりではなく、職員の日当も変えます。以前から議員の日当廃止を提案してきましたが、受け入れられませんでした。その上、日当廃止の実現に関しては、鹿児島県といちき串木野市の職員の方に先を越されてしまいました。県やいちき串木野市の職員にできて阿久根市にできないのでは、市議会の力不足と言われても仕方ありません。皆さんは阿久根をよい町にする、自分に清き一票をくださいとお願いされたはずです。議会は議員としての本質を明らかにする場です。投票をお願いした有権者、自分の子や孫たちに対しても恥ずかしくない態度、阿久根のための清き一票をお願いいたします。

降壇

議長（庵 重人議員）

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時03分

再 開 午後2時13分

議長（庵 重人議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第37号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号、阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成

の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。

よって本案は否決されました。

◎ 議案第38号上程（否決）

議長（庵 重人議員）

日程第14、議案第38号を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

竹原信一議員

登壇

議案第38号、この提案は現在阿久根市内しか利用できないはり・きゅうの助成を市外の施術所でも受けられるようにするものです。

産業厚生委員長の説明にもありましたが、助成の要求の金額というのは減少しております。この改正案が執行された場合であっても、今回提出されました20年度予算の範囲内のできるものと考えています。はり・きゅうの助成は、それを受ける住民のために行うものであり、本人の、住民の体にとって最も合った場所、ところで受けてもらうべきです。

不便になったことに対して、不満の声を私は聞きました。そこに行けないのだったらもう行かないでいいというような声もあります。この住民の体を治療するという意味において、ほかの市との対等性を争う必要

はありません。住民にとってよりよい市政をするにはどうあるべきかということを純粹に考えればよいのではないのでしょうか。皆さんの賛同を求めます。 降壇

議長（庵 重人議員）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第38号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号、阿久根市はり・きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は議案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので起立により

採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。

よって本案は否決されました。

◎ 決議第1号上程（否決）

議長（庵 重人議員）

日程第15、決議第1号浄化槽管理費の負担軽減を求める決議が竹原信一議員外1名から議長あて提出されました。

本件を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

竹原信一議員

登壇

提案内容を読ませていただいて説明とさせていただきます。

浄化槽管理費の負担軽減を求める決議

阿久根市の浄化槽管理費は5人槽で3万9,760円であり、薩摩川内市の2万4,800円、いちき串木野市の2万4,450円などと比較して極めて高い。阿久根市は高齢化が進んでおり、平均収入も低い中、高い浄化槽の管理費は市民にとって大きな負担になっている。我々はこのことについて数多くの不満を耳にし、訴えを聞いている。住みよいまちづくりの観点からも高い浄化槽管理費は障害であり、我々はこの状況を放置する

わけにはいかない。よって、あらゆる機会と方法を通じて、浄化槽管理費の負担軽減を図っていくことをここに決議する。

平成20年3月25日

鹿児島県阿久根市議会

降壇

議長（庵 重人議員）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって決議第1号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより決議第1号、浄化槽管理費の負担軽減を求める決議を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。

よって本件は否決されました。

◎ 平成19年陳情第3号について閉会中の継続審査を求める件(決定)

議長(庵 重人議員)

日程第16、平成19年陳情第3号、政務調査費の返還と辞職勧告等の決議を求める陳情書について閉会中の継続審査を求める件を議題といたします。

平成19年陳情第3号については、議会運営委員長から会議規則第104条の規定により慎重審議をするため、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本件は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎ 常任委員会の所管事務調査について閉会中の継続調査を求める件

(決定)

議長(庵 重人議員)

日程第17、常任委員会の所管事務調査について閉会中の継続調査を求める件を議題といたします。

各常任委員会において調査中の件につき、総務文教委員会が入札システムの改革について、過疎地の活性化策について、教育環境の整備について、産業厚生委員会が国道504号に関する交通網の整備について、農業・水産業における産地ブランド化について、道の駅の活用による地域活性化について、地域資源を利用したバイオマス事業の可能性についてを会議規則第104条の規定により閉会中の調査終了までの継続調査として付託されたいとの各委員長からの申し出があります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査終了までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本件は各委員長から申し出のとおり閉会中の調査終了までの継続調査とすることに決しました。

◎ 議会運営委員会の所管する事務について閉会中の継続調査を求める件(決定)

議長(庵 重人議員)

日程第18、議会運営委員会の所管す

る事務について閉会中の継続調査を
求める件を議題といたします。

議会運営委員長から目下委員会に
おいて調査中の議会運営委員等に関
する事項について、会議規則第104
条の規定により閉会中の調査終了ま
での継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のと
おり閉会中の調査終了までの継続調
査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本件は委員長から申し出の
とおり閉会中の調査終了までの継続
調査とすることに決しました。

以上で今期定例会に付議された案
件は全部議了いたしました。

これにて平成20年第1回阿久根市
議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時25分

議長は、上記会議のてん末の相違
ないことを証するため、署名議員と
ともに、ここに署名する。

平成20年3月25日

阿久根市議会議長 庵 重 人

阿久根市議会議員 京 田 道 弘

阿久根市議会議員 濱之上 大 成